高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは、本市における高齢者福祉施策や介護保険事業の基本的な指針・方向性を示し、取り組むべき施策等について記したもので、この計画を基に高齢者福祉施策と介護保険事業を総合的に展開しています。

■ 高齢者保健福祉計画とは

老人福祉法第 20 条の 8 の規定による「市町村老人福祉計画」に基づくもので、介護を必要とする人だけでなく、すべての高齢者を対象とした保健福祉施策を総合的に推進するための基本指針として、市が目指すべき基本的な考え方や政策目標を定め、その実現に向けて取組むべき課題や施策を明らかにするために策定するものです。この計画は、介護保険事業計画と一体的に作成することとされています。

■ 介護保険事業計画とは

介護保険法第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」で、介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施することを目標として、必要なサービス量の見込みやその確保方策について定める計画です。この計画は、3年を1期として策定することとされています。